

教 育 委 員 会 3 月 定 例 会 議 事 録

会議名 教育委員会 3 月定例会

開催日 令和 5 年 3 月 30 日（木）午前 11 時 00 分～午後 12 時 04 分

開催場所 議会棟 5 階 第 2 委員会室

出席者 高須教育長、藤田教育長職務代理者、秋元委員、中川委員（オンライン）、
中澤委員

事務局等出席者

荒木教育次長兼学校教育部長、若林教育監兼総合教育研修センター所長、籠本教育監、中村社会教育部長、三宅社会教育部部長、赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長、辻社会教育部次長兼社会教育課長、野岸文化スポーツ室長兼課長、阪本施設給食課長、大坪施設給食課長、牧野学務課長、古田教育指導課長、村瀬総合教育研修センター課長、山口文化スポーツ室課長、山本中央図書館長兼分館（東図書館・駅前図書館）分館長、大野青少年課長、坂本教育政策総務課係長、浦戸教育政策総務課係長、當房（教育政策総務課担当）

○高須教育長

それでは、ただ今から教育委員会 3 月定例会を始めます。

本日の署名人は、中澤委員にお願いいたします。

本日の案件は、報告事項が 6 件、議決事項が 6 件でございますが、追加議案として、議案第 13 号「寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部に関する規則の一部を改正する規則について」及び、議案第 14 号「寝屋川市が設置する幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見聴取に関する規則の制定に関する市長からの意見聴取について」が提出されております。

そこで、議案第 13 号「寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部に関する規則の一部を改正する規則について」及び、議案第 14 号「寝屋川市が設置する幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見聴取に関する規則の制定に関する市長からの意見聴取について」を追加し、議案第 12 号の後に、議案第 13 号、続いて議案第 14 号の順で審議することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

それではまず、本日の配付資料について確認をいたします。

事務局から説明をお願いします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

本日の配付資料を確認いたします。

教育委員会定例会の議案書、別冊資料として、報告第11号「市長からの意見聴取について」、議案第11号「令和5年度学校園に対する指示事項について」、追加議案書の4点でございます。

なお、教育長及び委員の皆様へ配付しております、報告第6号及び報告第8号、報告第9号、報告第10号に関する資料は、個人情報が含まれておりますので、会議終了後、机の上に置いてお帰りください。

以上でございます。

○高須教育長

説明は終わりました。

それでは、議案書1ページ、「2月・3月教育委員会一般事務報告」についてお伺いいたします。

事務局から報告事項はございませんか。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

2月・3月の一般事務報告をいたします。

まず、2月27日から3月22日まで開催されました3月市議会定例会でございますが、2月28日に予算決算常任委員会（文教生活分科会）、3月1日に予算決算常任委員会（全体会）、3月6日及び7日に会派代表質問、3月10日から3月13日に文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会（文教生活分科会）、3月20日に予算決算常任委員会（全体会）、3月22日に文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会（文教生活分科会）、予算決算常任委員会（全体会）が開催されました。

次に、本日、教育委員懇話会及び教育委員会定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会後援の状況につきましては、2月2日から3月10日までに、全体で10件ございました。

そのうち、新規の後援が3件で、1件目は、「お金の知識」について親子で学び、生き抜く力を育成することを目的とした体験型イベントを開催する、一般社団法人ご縁を結ぶ子育てリボンによる、「子育て世代応援プログラム 親と子の生き抜く力の育成」、2件目は、市民生活の質の向上を図ることを目的としたオペラ公演を開催する、オペラ「蝶々夫人」実行委員会による、『オペラ「蝶々夫人」』、3件目は、子供たちの運動能力の向上等を図ることを目的とした運動教室を開催する、一般社団法人日本こどもスポーツ協会による、「足が速くなる教室」でございます。

その他継続の後援が7件で、1件目は、音楽集団「楽」による、『第11回精神疾患啓発チャリティーイベント「川口コウスケ・ソロギターの夕べ」』、2件目は、一般社団法人 寝屋川青年会議所による、「第38回わんぱく相撲寝屋川春場所」、3件目

は、大阪府少年軟式野球協会 寝屋川支部・寝屋川市スポーツ少年団野球部会による、「第48回教育長杯大会」、4件目は、寝屋川市陶芸協会による、「第36回寝屋川市陶芸協会展」、5件目は、大阪府還暦軟式野球連盟による、「第25回全日本古希軟式野球大会」、6件目は、特定非営利活動法人 日本国際交流振興会による、「チャレンジホームステイ、国内英語研修」7件目は、寝屋川母親大会実行委員会による、「第49回寝屋川母親大会」でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局のほうから、ほかに報告はございませんか。

はい、古田課長。

○古田教育指導課長

2月・3月の一般事務報告をいたします。

3月14日に中学校、3月17日に小学校の卒業証書授与式が行われました。各校とも、教職員と児童生徒が一体となった感動的な式であったとの報告を受けております。

なお、国旗掲揚、国歌斉唱につきましては、全ての学校で遺漏なく実施できております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局から、ほかにございませんか。

はい、牧野課長。

○牧野学務課長

2月・3月の一般事務報告をいたします。

3月20日に、市立幼稚園におきまして、保育証書授与式が行われました。各園とも、保育証書を受け取った園児が「大きくなったら何になりたいか」を元気な声で発表するなど、温かい式であったと報告を受けております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局から、ほかにございませんか。

はい、大野課長。

○大野青少年課長

2月・3月の一般事務報告をいたします。

まず、2月12日に、市民会館大ホールで、「ねやがわ子どもフォーラム2023」を開催いたしました。当日の参加者数ですが、計287人でございました。

次に、2月18日、地域交流センター（アルカスホール）で、「第46回寝屋川市PT

A大会」を開催いたします。当日の参加者数ですが、181名でございました。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局から、ほかにご覧いませんか。

では、ないようでございますので、次に2ページ、「3月・4月教育委員会行事計画書」についてお伺いいたします。

事務局から、何かございますか。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

3月・4月の行事計画を御説明いたします。

4月20日に教育委員懇話会及び教育委員会定例会の開催を予定しております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございますか。

事務局のほうから、ほかにご覧いませんか。

はい、古田課長。

○古田教育指導課長

3月・4月の行事計画を御説明いたします。

まず、4月4日に、令和5年度校園長会を開催いたします。

次に、4月5日に小学校、4月6日に中学校の入学式が行われます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局のほうから、ほかにご覧いませんか。

はい、牧野課長。

○牧野学務課長

3月・4月の行事計画を御説明いたします。

4月7日に、市立幼稚園におきまして、入園式が行われます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局から、ほかにご覧いませんか。

では、ないようでございますので、「3月・4月の教育委員会行事計画書」については、予定どおり、よろしくお願いいたします。

次に、3ページでございます。

報告第6号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第6号、職員の分限処分につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

次ページを御覧ください。

本職員は文化スポーツ室の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和5年2月11日から令和5年3月10日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、報告第6号「職員の分限処分について」を、報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、5ページでございます。

報告第7号「職員の懲戒処分について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第7号、職員の懲戒処分につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

次ページを御覧ください。

本職員は同僚に対する暴行・暴言等、職場の秩序を乱す行為を繰り返すも、指導に対し、反省の態度を示さず、公務に対する信用を著しく失墜させたことから、停職1か月の処分を発令したものでございます。

二度とこのような事態を招くことがないように、服務規律の遵守について、所属職員への周知、徹底を図ってまいります。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、報告第7号「職員の懲戒処分について」を、報

告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決します。

次に、10ページでございます。

報告第8号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第8号、職員の分限処分につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

本職員は中央図書館の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和5年3月7日から令和5年5月6日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、報告第8号「職員の分限処分について」を、報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決します。

次に、12ページでございます。

報告第9号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第9号、職員の分限処分につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

本職員は文化スポーツ室の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和5年3月11日から令和5年3月31日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告を受けて、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、報告第9号「職員の分限処分について」を、報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決します。

次に、14ページでございます。

報告第10号「職員の復職について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告10号、職員の復職につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

本職員は施設給食課の職員です。令和5年3月25日まで休職発令を行っておりましたが、この度、復職可能の診断書が提出され、令和5年3月9日から復職の発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告を受けての御質問はございませんか。

ないようでございます。

報告第10号「職員の復職について」を、報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決します。

次に、16ページでございます。

報告第11号「市長からの意見聴取について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第11号、市長からの意見聴取について、3月市議会定例会において提出された教育委員会に係る議案につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、教育長において異議のないものとして臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

別冊資料「報告第11号 市長からの意見聴取について」の1ページを御覧ください。

令和4年度寝屋川市一般会計補正予算（第10号）（教育委員会関係分）につきましては、国から令和4年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る追加の交付限度見込額が示されたことに伴う財源更生も含まれておりますが、歳出各目での財源更生の説明は省略させていただきます。

まず、歳入、款：国庫支出金、項：国庫負担金、目：総務費国庫補助金、補正額5億5,776万8千円につきましては、新型コロナウイルス感染症に関連した各種対象事業に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加補正でございます。

次に、目：教育費国庫負担金、補正額2,497万5千円につきましては、市立小学校及び中学校衛生用品等購入経費に係る学校保健特別対策事業費補助金の追加補正でございます。

次に、款：繰入金、項：基金繰入金、目：公共公益施設整備基金繰入金、減額補正2億1,110万9千円につきましては、市立小中学校親子給食調理場建設工事及び建設工事監理業務委託料の減額に伴う公共公益施設整備基金繰入金の減額補正でございます。

次に、目：財政調整基金繰入金、補正額5億220万4千円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金との財源更生に伴う減額補正でございます。

次に、款：市債、項：市債、目：教育債、減額補正6億3,330万円につきましては、市立小中学校親子給食調理場建設工事及び建設工事監理業務委託料の減額に伴う、義務教育施設整備事業債の減額補正でございます。

続きまして、2ページ、歳出でございます。

款：教育費、項：小学校費、目：学校保健体育費、補正額3,330万円につきましては、引き続き、感染防止対策を図るための市立小学校衛生用品等購入経費の追加補正でございます。

次に、目：学校給食費、補正額8億4,440万9千円につきましては、令和3年度から令和5年度までの継続費を設定しておりました市立小中学校親子給食調理場建設工事において、入札不調が続いたことにより、工事期間及び事業費の見直しを行い、令和5年度当初予算案に新たに継続費を設定し、現行の継続費を廃止するための市立小中学校親子給食調理場建設工事の減額補正8億2,971万円、並びに、建設工事監理業務委託料の減額補正1,469万9千円を合わせたものでございます。

次に、項：中学校費、目：学校保健体育費、補正額1,665万円につきましては、引き続き、感染防止対策を図るための市立中学校衛生用品等購入経費の追加補正でございます。

続きまして、3ページ、継続費補正でございます。

「市立小中学校親子給食調理場建設工事」につきましては、令和4年6月市議会定例会にて継続費を変更しましたが、入札不調が続いたことにより、工事期間及び事業費の見直しを行い、令和5年度当初予算案に新たに継続費を設定し、現行の継続費を

廃止するものでございます。

設定年度を、令和3年度から令和5年度までを、令和3年度から令和4年度までに、総額を、20億7,427万5千円から0円に、令和4年度の年割額を、8億2,971万円から0円に、それぞれ変更するものでございます。

次に、「市立小中学校親子給食調理場建設工事に伴う施工監理業務委託」につきましても、市立小中学校親子給食調理場建設工事同様、設定年度を、令和3年度から令和5年度までを、令和3年度から令和4年度までに、総額を、3,674万6千円から0円に、令和4年度の年割額を、1,469万9千円から0円に、それぞれ変更するものでございます。

続きまして、4ページ、繰越明許費補正でございます。

「市立小学校衛生用品等購入経費」及び「市立中学校衛生用品等購入経費」につきましては、国の補正予算に係る事業であり、事業自体が翌年度にまたがることを前提としていることから、繰り越すものです。

限度額につきましては、「市立小学校衛生用品等購入経費」、3,330万円及び「市立中学校衛生用品等購入経費」、1,665万円でございます。

続きまして、5ページ、債務負担行為補正でございます。

「市立小中学校親子給食に係る経費（給食用備品費）」につきましては、市立小中学校親子給食調理場建設工事の工期の見直しに伴い、令和5年度当初予算案に新たに債務負担行為を設定することから、現行の設定を廃止するものでございます。

続きまして、7ページ、寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、「児童福祉法」に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

第3条におきまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、厚生労働省令によることとし、放課後児童健全育成事業は暴力団等をその運営に関与させてはならないこととするものでございます。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行し、現行の条例を廃止するものでございます。

続きまして、8ページ、令和5年度寝屋川市一般会計予算（教育費）の状況でございます。

1. 当初予算（案）における「教育費」でございますが、一般会計964億円のうち教育費は、130億8,921万7千円を計上しており、構成比は13.6%、対前年度比101.7%でございます。

2. 教育費の「性質別構成」内訳でございますが、投資的経費が59億5,343万1千円、人件費が28億3,888万円、物件費が31億5,764万6千円、その他の経費が11億3,926万円でございます。

3. 教育費の項別内訳につきましては、記載のとおりでございます。

次に、9ページから47ページまで、教育費予算事項別明細書、第2表 継続費、第

3表 債務負担行為を添付しておりますが、概要につきまして、48ページの令和5年度当初予算（案）主要事業概要（教育委員会関係）に沿って、御説明いたします。

事業名欄にあります「◎」は新規事業、「○」は拡充事業、「・」は継続事業を示しており、新規事業及び拡充事業につきまして、説明をさせていただきます。

3. 小中一貫校の設置は、拡充事業として、45億8,066万3千円を計上しており、小中一貫校施設整備に係る新校舎棟建設工事、旧校舎棟解体等工事、外構工事、新校舎への移転、備品購入等を行うものでございます。

次に、7. ICT教育推進事業は、拡充事業として、1億2,203万7千円を計上しており、より分かりやすい授業やICT活用能力を育てる授業を通して、確かな学力の育成を図るとともに、校務のデジタル化により、教職員の働き方改革を推進するものでございます。

次に、9. 部活動指導員派遣事業は、拡充事業として、1,348万円を計上しており、中学校に部活動指導員を派遣する種目別拠点校を設置し、ニーズに応じた部活動を推進するとともに、部活動コーディネーターを配置し、部活動の段階的な地域移行に向けた取組を推進するものでございます。

次に、14. 学校運営協議会の開催は、新規事業として、108万円を計上しており、各中学校区に学校運営協議会を設置し、学校・家庭・地域で目標を共有することで、子供たちの健全育成や教育活動の充実を図るものでございます。

次に、21. 少人数学級の推進は、拡充事業として、4,613万3千円を計上しており、児童一人一人によるきめ細かな学習指導を行うため、全小学校の5・6年生の35人学級を実現するものでございます。

次に、29. 国指定史跡高宮廃寺跡活用事業は、拡充事業として、763万8千円を計上しており、高宮廃寺跡を適切に保存・活用するための整備に向け、令和4年度に策定した基本設計に基づき、実施設計を行うものでございます。

続きまして、49ページ、令和5年度寝屋川市一般会計補正予算（第1号）（教育委員会関係分）につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が、5月8日に「2類相当」から「5類」へ移行することから、その方針に基づく必要経費を予算計上するとともに、現時点で明確な方針が示されていない事業につきましては、4月・5月の2か月分の経費を予算計上しておるものでございます。

まず、歳入、款：国庫支出金、項：国庫補助金、目：民生費国庫補助金、補正額409万9千円のうち、33万5千円につきましては、留守家庭児童会の衛生用品等購入などに係る、子ども・子育て支援交付金の追加補正でございます。

次に、款：府支出金、項：府補助金、目：民生費府補助金、補正額5億762万5千円のうち、33万5千円につきましては、留守家庭児童会の衛生用品等購入などに係る、子ども・子育て支援交付金の追加補正でございます。

次に、目：教育費府補助金、補正額15万円につきましては、市立幼稚園衛生用品等購入に係る、教育支援体制整備事業費補助金の追加補正でございます。

次に、款：繰入金、項：基金繰入金、目：財政調整基金繰入金、補正額 1 億 4,270 万 5 千円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応に関連した各種事業実施に係る財源としての追加補正でございます。

続きまして、50 ページ、歳出でございます。

款：教育費、項：小学校費、目：学校管理費、補正額 459 万 8 千円及び、項：中学校費、目：学校管理費、補正額 229 万 9 千円につきましては、新型コロナウイルス感染症防止対策を図るための市立小中学校のトイレ清掃・消毒業務委託料でございます。

次に、項：幼稚園費、目：幼稚園管理費、補正額 30 万円につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策を図るための、市立幼稚園の衛生用品等購入でございます。

次に、項：社会教育費、目：青少年教育費、補正額 1 万 4 千円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を図るための、青少年の居場所スマイルの衛生用品等購入に係る追加補正でございます。

次に、目：留守家庭児童会費、補正額 32 万 4 千円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を図るための留守家庭児童会の衛生用品等購入費用に係る追加補正でございます。

続きまして、51 ページ、財産の取得につきましては、1. 取得する財産は、第四中学校区における小中一貫型学校施設の整備に係る学校用家具（規格備品）です。

2. 財産の概要は、1. 普通教室・各種特別教室等用の机、椅子、教卓等、2. 校長室・職員室・保健室等の机・椅子、収納庫、診察台、ベッド等、3. その他、地域交流スペース等のテーブル及び椅子など、学校用規格家具一式でございます。

3. 取得目的は、第四中学校区における小中一貫型施設の学校用家具（規格備品）を具備するためでございます。

4. 取得の方法は、制限付一般競争入札。

5. 取得価格は、1 億 6,407 万 1,105 円（うち消費税及び地方消費税の額 1,491 万 5,555 円）です。

6. 支払方法は、納入後一括払いでございます。

7. 取得の相手方は、石元商事株式会社で、所在地及び代表者名は記載のとおりでございます。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、ご質問はございませんか。

では、ないようでございますので、報告第 11 号「市長からの意見聴取について」を、報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、議決事項に移ります。17ページでございます。

議案第7号「寝屋川市教育委員会事務の補助執行に関する規則等の一部を改正する規則について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第7号、寝屋川市教育委員会事務の補助執行に関する規則等の一部を改正する規則につきましては、寝屋川市個人情報保護条例の全部改正に伴い、関連する3つの教育委員会規則の文言を整理し、併せて、審査請求における審理手続に関することを教育長の専決事項とするため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただきたく、規則の改正内容につきまして御説明いたします。20ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、寝屋川市教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部改正でございます。

第2条第2項第2号におきまして、「寝屋川市個人情報保護条例」を、「個人情報の保護に関する法律及び寝屋川市個人情報の保護に関する法律施行条例」とし、アの「削除請求及び目的外利用等中止請求」を「利用停止請求」とする文言整理を行うものでございます。

次に、21ページ、寝屋川市情報公開条例及び寝屋川市個人情報保護条例の施行に関する寝屋川市教育委員会規則の一部改正でございます。

題名及び各条におきまして、「寝屋川市個人情報保護条例」を、「個人情報の保護に関する法律及び寝屋川市個人情報の保護に関する法律施行条例」に改めるとともに、第4条第1項第2号及び第4号において、裁決を除く審理手続を教育長の専決事項とするものでございます。

次に、23ページ、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正でございます。

第2条第1項第14号におきまして、「寝屋川市個人情報保護条例」を、「個人情報の保護に関する法律及び寝屋川市個人情報の保護に関する法律施行条例」とし、「削除請求及び目的外利用等中止請求」を「利用停止請求」とする、文言整理を行うものでございます。

なお、附則として、この規則は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようでございますのでお諮りいたします。

議案第7号「寝屋川市教育委員会事務の補助執行に関する規則等の一部を改正する規則について」を、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、24ページでございます。

議案第8号「寝屋川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第8号、寝屋川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程につきましては、先ほど御審議いただきました、議案第7号に関連して、教育委員会規程の文言を整理し、あわせて、裁決を除く審理手続、寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会への諮問等に関するものを教育監及び部長の専決事項とするため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただき、改正内容について御説明いたします。26ページの新旧対照表を御覧ください。

第2条第1項第8号及び第10号におきまして、裁決を除く審理手続、寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会への諮問等に関するものを、教育監及び部長の専決事項とするものでございます。

次に、第9号におきまして、「寝屋川市個人情報保護条例」を、「個人情報の保護に関する法律及び寝屋川市個人情報の保護に関する法律施行条例」とし、「削除請求及び目的外利用等中止請求」を「利用停止請求」とする、文言整理を行うものでございます。

なお、附則として、この規程は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようでございますのでお諮りいたします。

議案第8号「寝屋川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について」を、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次、27ページでございます。

議案第9号「寝屋川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する教育委員会規則の制定について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第9号、寝屋川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する教育委員会規則の制定につきましては、寝屋川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定に伴い、当該条例の施行に関する教育委員会規則を定めるため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただき、制定内容につきましては、28ページを御覧ください。

教育委員会が所管する手続等については、29ページから33ページまでに記載しております、寝屋川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則に基づくものとするものでございます。

なお、附則として、この規則は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようでございますのでお諮りいたします。

議案第9号「寝屋川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する教育委員会規則の制定について」を、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、34ページでございます。

議案第10号「寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

はい、牧野課長。

○牧野学務課長

ただ今御上程いただきました議案第10号、寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則につきまして、寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、地方公務員法の改正により、定年が65歳までに上げられること等を踏まえ、「寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」の一部を改正する必要があるためでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただき、改正内容について、御説明いたします。36ページの新旧対照表を御覧ください。

改正内容につきましては、第2条第1項及び第4条第1項中、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。

また、経過措置として、暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなすものとし、この規則による改正後の寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の規程を適用するものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようでございますのでお諮りいたします。

議案第10号「寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」を、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、37ページでございます。

議案第11号「令和5年度学校園に対する指示事項について」を議題といたします。

はい、古田課長。

○古田教育指導課長

ただ今御上程いただきました議案第11号、令和5年度学校園に対する指示事項について決定するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、市立学校園に本市教育委員会の指示事項を提示するとともに、教育の充実を図るためでございます。

別冊資料「議案第11号、令和5年度学校園に対する指示事項について」を御覧ください。内容につきましては、次年度の事業等を踏まえ、今年度の内容から変更、追加した箇所について、波線で表記しております。主な変更箇所につきまして、御説明いたします。

まず、2ページでございます。

「寝屋川が目指す教育のイメージ図」についてです。これまでも進めておりました「寝屋川教育」を1本の木に例えた形に変更しております。

続いて、7ページでございます。

「クラブ・部活動の活性化」についてです。「地域との連携・協働等、多様な形で実施すること」を追記しております。

続きまして、9ページでございます。

「学校運営協議会の開催」についてです。こちらは、新たに加えた項目でございま

す。「学校は、保護者や地域の方々とともに、学校運営や子どもに必要な支援について、それぞれの立場で子どもの成長を支え、積極的に取り組んでいくことで、地域がつながり、相互の信頼関係を深め、学校・地域がともに活性化するよう連携を図ること」を記載いたしました。

続いて、10ページでございます。

「英語教育の充実」についてです。「英語デジタル教科書や1人1台端末などを効果的に活用し、指導を行う」よう、追記しております。

続きまして、12ページ、「キャリア教育・進路指導の推進」についてです。「進路指導事務に関する書類の作成に当たっては、組織的な校内進路指導体制のもと、全ての教職員が相互に緊密な連携を図り、適切に行う」よう、追記しております。

同じく、12ページ、「生徒指導の充実」についてです。追記箇所は13ページでございます。

「児童・生徒が自発的・主体的に自らを発達させていく過程を教職員が支えるという観点に立ち、学習指導と生徒指導を相互に関連づけるよう留意すること」を追記しております。

最後に、14ページでございます。

「不登校への対応」についてです。「1人1台端末を活用したオンライン授業等については、児童生徒の学習保障の観点から積極的に行う」よう、追記しております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようでございますのでお諮りいたします。

議案第11号「令和5年度学校園に対する指示事項について」を、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、39ページでございます。

議案第12号「寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。

はい、山口課長。

○山口文化スポーツ室課長

ただ今御上程いただきました議案第12号、寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱につきまして、スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市スポーツ推進委員に委嘱するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、令和5年4月1日から、新たに1名を寝屋川市スポーツ推進委員として委嘱するためでございます。

39ページに、寝屋川市スポーツ推進委員候補者の名簿を掲載しております。
任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日まででございます。
以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。
では、ないようでございますのでお諮りいたします。

議案第12号「寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱について」を、原案どおり議決すること
に御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。
よって本案は、原案どおり議決いたします。
次に、追加議案書に移ります。
1 ページでございます。

議案第13号「寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部
に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第13号、寝屋川市市民サービス・働き方改革本部
及び子育て・教育総合支援本部に関する規則の一部を改正する規則につきましては、
市長及び教育委員会の連名による規則でございまして、こども部保育課の事務分掌に
「子育て及び就学前の教育の支援に関する施策の実施に係る調整及び進行管理に関す
ること」が追加され、こども部子育て支援課が行っていた子育て・教育総合支援本部
の庶務を保育課が行うことになることに伴い、規則の一部を改正するため、教育委員
会の議決を求めるものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただき、改正内容につきまして、御説明いた
します。3 ページの新旧対照表を御覧ください。

第17条におきまして、子育て・教育総合支援本部の庶務を保育課において処理する
ものとするものでございます。

なお、附則として、この規則は令和5年4月1日から施行するものでございます。
以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。
では、ないようでございますのでお諮りいたします。

議案第13号「寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部
に関する規則の一部を改正する規則について」を、原案どおり議決することに御異
議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、4ページでございます。

議案第14号「寝屋川市が設置する幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見聴取に関する規則の制定に関する市長からの意見聴取について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第14号、寝屋川市が設置する幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見聴取に関する規則の制定に関する市長からの意見聴取について回答するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

次ページを御覧ください。

本規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務に関して、教育委員会に意見を聴かなければならない内容を規則において定めることとし、また当該規則の制定、改廃に当たっても、教育委員会の意見を聴かなければならないとされております。

規則に定める内容としましては、(1) 幼保連携型認定こども園における教育過程に関する基本的事項の策定に関すること、(2) 幼保連携型認定こども園の設置又は廃止、若しくは休止に関することでございます。

なお、本規則は、公布の日から施行されるものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようでございますのでお諮りいたします。

議案第14号「寝屋川市が設置する幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見聴取に関する規則の制定に関する市長からの意見聴取について」を、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

以上で、予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに、事務局から報告事項があればお願いします。

それでは、ないようでございますので、これをもちまして、教育委員会3月定例会を終了いたします。